

**第5期吹田市障がい者計画
吹田市障がい者支援プラン
(第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画)
策定への自立支援協議会の参画について**

**地域自立支援協議会・障がい者施策推進専門分科会
合同シンポジウムの意見募集**

基本理念: **住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち 吹田**（第4期障がい者計画で設定）

吹田市総合計画

吹田市障がい者計画

療育、教育、就労、福祉等の幅広い分野の障がい者施策の基本的な考え方を定める計画

第4次総合計画（基本計画改訂版は2024－2028）
位置づけ: 大綱3 福祉・健康
政策2 障がい者の暮らしを支えるまちづくり

第4期吹田市障がい者計画
計画期間: 平成28年度(2016年度)～令和8年度(2026年度)
根拠法: 障害者基本法第11条第3項
施策の展開:
(1) 日々の暮らしの基盤づくり
(2) 社会参画へ向けた自立の基盤づくり
(3) 住みよい環境の基盤づくり

吹田市障がい者支援プラン

吹田市障がい福祉計画

障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画

吹田市障がい児福祉計画

障がい児福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画

第7期吹田市障がい福祉計画(障がい者支援プラン)
計画期間: 令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)
根拠法: 障害者総合支援法第88条第1項
成果目標:
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
(3) 地域生活支援の充実
(4) 福祉施設から一般就労への移行等
(5) 相談支援体制の充実・強化等
(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第4期障がい者計画(2016-2026)

基本理念 住み慣れた地域で安心して、育ち、学ぶ、働き、暮らせるまち 吹田

基本的方向性

- 当事者参画、権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進
- 障害者基本法、障害者差別解消法をはじめとする障がい者関係法制度の正しい解釈と運用
- ライフステージを通じて、切れ目のない、谷間のない支援体制の構築

第7期障がい福祉計画(2024-2026)

1 成果目標

2026年度の目標値を示し、目標を達成するための取組と、そのための活動指標を設定しています

- (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3)地域生活支援の充実
- (4)福祉施設から一般就労への移行等
- (5)相談支援体制の充実・強化等
- (6)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

2 障がい福祉サービス等の見込み量及びその確保策

障がい福祉サービスの今後3年間の見込み量を算出し、それを確保するために必要な方策を掲げています

- (1)障がい福祉サービス及び相談支援サービス
- (2)地域生活支援事業

3 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組

2のサービスを円滑に提供するために進めていく取組です

- (1)障がいを理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進
- (2)障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- (3)障がい者に対する虐待の防止
- (4)事業所における利用者の安全確保及び研修等の充実
- (5)障がい福祉人材の確保、定着及び養成

第3期障がい児計画(2024-2026)

(1)日々の暮らしの基盤づくり(I 暮らす・つながる)

- 1)生活支援
- 2)保健・医療
- 3)情報アクセシビリティ
- 4)行政サービス等の配慮

(2)社会参画へ向けた自立の基盤づくり (II 育つ / III 学ぶ / IV 働く)

- 1)療育
- 2)教育
- 3)文化芸術・スポーツ等
- 4)雇用・就業

(3)住みよい環境の基盤づくり(V 住む)

- 1)生活環境
- 2)安心・安全

第4期障がい者計画(2016-2026)

基本理念 住み慣れた地域で安心して、育ち、学ぶ、働き、暮らせるまち 吹田

基本的方向性

- 当事者参画、権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進
- 障害者基本法、障害者差別解消法をはじめとする障がい者関係法制度の正しい解釈と運用
- ライフステージを通じて、切れ目のない、谷間のない支援体制の構築

第7期障がい福祉計画(2024-2026)

第3期障がい児計画(2024-2026)

◆ 障がい児支援体制の確保に関する基本的な考え方

- (1)地域支援体制の構築
- (2)保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- (3)地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進
- (4)特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- (5)障がい児相談支援の提供体制の確保

1 成果目標

2026年度の目標値を示し、目標を達成するための取組を掲げています

- (1)障がい児支援の提供体制の整備等
- (2)相談支援体制の充実・強化
- (3)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
(障がい福祉計画1(6)再掲)

2 障がい児支援の利用見込みとその確保策

障がい児援の今後3年間の見込み量を算出し、それを確保するために必要な方策を掲げています

- (1)障がい児通所支援等
- (2)地域生活支援事業
- (3)子ども・子育て支援等

(1)日々の暮らしの基盤づくり(I 暮らす・つながる)

- 1)生活支援
- 2)保健・医療
- 3)情報アクセシビリティ
- 4)行政サービス等の配慮

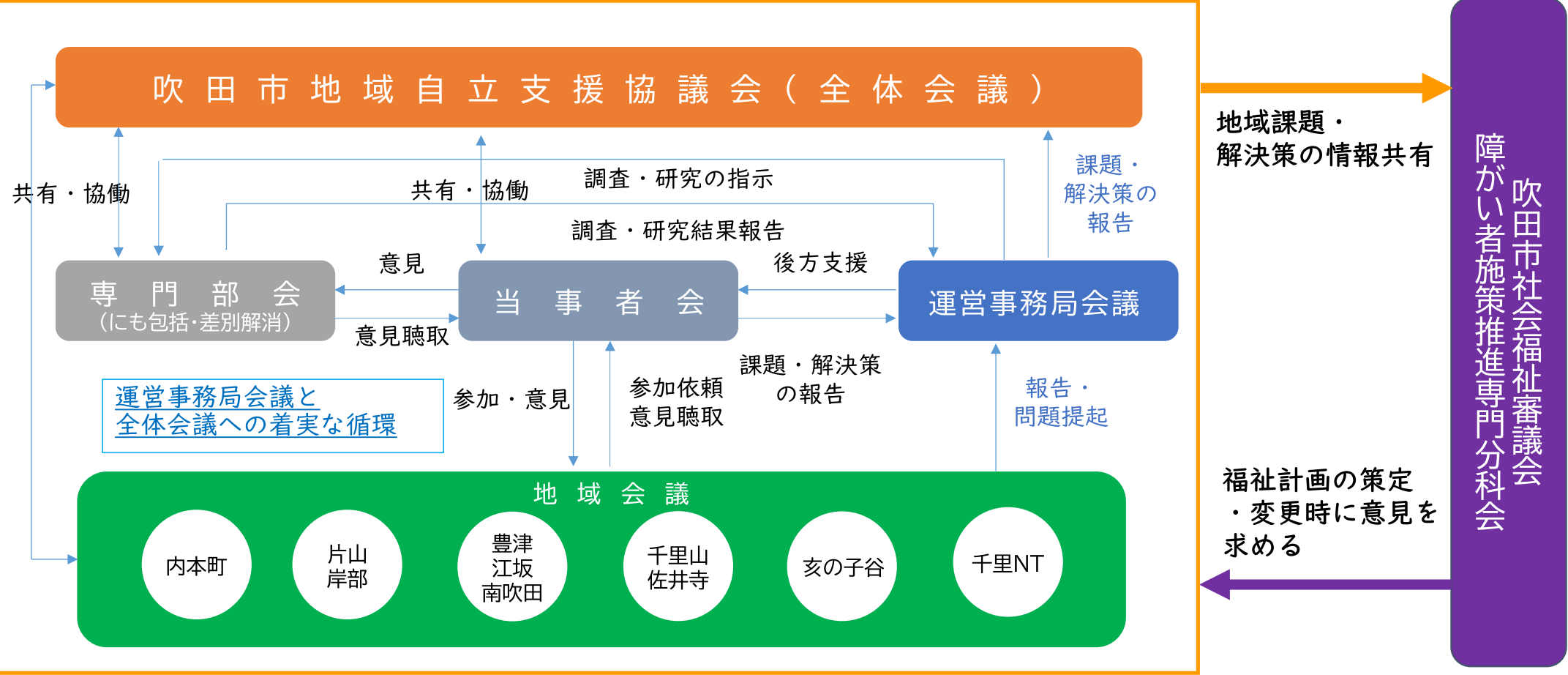
(2)社会参画へ向けた自立の基盤づくり (II 育つ / III 学ぶ / IV 働く)

- 1)療育
- 2)教育
- 3)文化芸術・スポーツ等
- 4)雇用・就業

(3)住みよい環境の基盤づくり(V 住む)

- 1)生活環境
- 2)安心・安全

地域自立支援協議会 概要図



役割

障がい者施策推進専門分科会

- 社会福祉法
- 社会福祉審議会規則
- 社会福祉審議会の「専門分科会」に位置づけ
- 調査審議内容

障害者の福祉施策に係る計画の策定その他障害者の福祉施策の推進に関する事項
(規則第6条)

地域自立支援協議会

- 障害者総合支援法
- 地域自立支援協議会設置要領
- 協議会の組織のひとつとして「全体会議」を位置づけ
- 所管事項
 - ・地域の障がい者等への支援体制に関する課題の整理、共有及び構築に関すること
 - ・地域の関係機関等の連携強化、包括的なネットワーク体制の構築に関すること
 - ・障がい者相談支援事業の事業運営に関する評価・活動等に関すること
 - ・障がい福祉サービス事業所等の運営及び活動等に関すること
 - ・その他、協議会の目的を達成するために必要な事項
(設置要領第2条)

委員構成（青色・・・両会議体で重なっている委員(事業所関係)、ピンク色・・・その他の重なっている委員）

障がい者施策推進専門分科会(22名)

兵庫県立大学 環境人間学部
大阪弁護士会
大阪夕陽丘学園短期大学
吹田市医師会
吹田市社会福祉協議会
吹田市民生・児童委員協議会
吹田商工会議所
すいた障がい者就業・生活支援センター
障害福祉サービス日中活動事業所連絡会
吹田市グループホーム連絡会
吹田市介護保険事業者連絡会 訪問介護部会
吹田市障がい児者計画相談支援事業所等連絡会
千里ニュータウン障がい者相談支援センター(委託相談支援事業者)
箕面支援学校
市民(8名)

地域自立支援協議会 全体会議(26名)

吹田市地域自立支援協議会 当事者会(3名)
吹田市障がい児者計画相談支援事業者等連絡会
吹田市介護保険事業者連絡会 訪問介護部会
障がい福祉サービス日中活動事業所連絡会
吹田市グループホーム連絡会
障がい児支援事業所連絡会
医療法人清風会
吹田市民生・児童委員協議会
吹田市社会福祉協議会
すいた障害者就業・生活支援センター
大阪府立吹田支援学校
吹田市医師会
吹田市介護保険事業者連絡会 訪問看護・訪問リハビリテーション・訪問入浴部会
消防本部総務予防室
大阪弁護士会
大阪人間科学大学
保健所(地域保健課)
すこやか親子室
こども発達支援センター
教育センター
学校教育室
福祉総務室
生活福祉室
高齢福祉室

計画策定時における意見聴取

障害福祉計画(障害者総合支援法・該当部分のみ抜粋)

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。

(協議会)

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下この条において単に「協議会」という。)を置くように努めなければならない。

次期計画策定について(詳細は資料9-2)

計画名	第5期吹田市障がい者計画	吹田市障がい者支援プラン (第8期吹田市障がい福祉計画 ・第4期障がい児福祉計画)
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法、児童福祉法
計画期間	令和9年度(2027年度)から 令和14年度(2032年度)	令和9年度(2027年度)から 令和11年度(2029年度)
内容	本市における療育、教育、就労、福祉等の 幅広い分野の障がい福祉施策の基本的 な考え方等を定める計画	本市における障がい福祉サービス種類ごとの 具体的な実施内容、必要な見込量、その 確保のための方策等を定める計画

令和7・8年度 スケジュール(計画策定の詳細なスケジュールは資料9-3)

		令和7年度			令和8年度			
		7・8・9月	10・11・12月	1・2・3月	4・5・6月	7・8・9月	10・11・12月	1・2・3月
専門分科会・計画策定	専門分科会(庁外)	 第1回 8/29		 第2回	 第1回	 第2回	 第3回	 第4回
	作業部会(庁外)	 第1回	 第2回		 第1回	 第2回	 第3回	
	推進本部会(庁内)		 第1回			 第1回	 第2回	 第3回
	幹事会(庁内)		 第1回			 第1回	 第2回	 第3回
	策定業務		 者計画アンケート		 プランアンケート		 プラン策定	
				 者計画策定		 パブコメ		
合同	シンポジウム		 合同シンポジウム 12/6(障がい者週間記念事業として)					
地域自立支援協議会	全体会議	 第1回 9/2		 第2回		 第1回	 第2回	 第3回
	地域会議	 第1回	 第2回		 第1回		 第2回	
	当事者会	 7・9月	 11月	 2・3月	 4・5月	 7・9月	 11月	 2・3月
	差別解消部会			 第1回				 第1回
	にも包括部会	 第1回		 第2回		 第1回		 第2回
	(仮)虐待防止部会				(令和8年度立ち上げ予定)			

計画策定に向けたアンケートについて(詳細は資料9-4, 5, 6)

1 目的

計画策定の基礎資料とするため、市内にお住まいの障がいのある方を対象に、生活やサービス利用の状況、福祉施策に対する考え等をうかがうことを目的として実施する。

2 実施方法

	計画	ねらい	対象者
1	障がい者計画 (対象2,000人) 40問程度	障がいのある方の生活の状況や、療育、就労、安心・安全等に関する幅広い福祉施策に対する考えを把握する。	障がい者手帳所有者(身体、知的、精神) 1,626人
			自立支援医療受給者 286人
			難病患者 88人
2	障がい者支援プラン (障がい福祉計画 対象2,000人) (障がい児福祉計画 対象400人) 40～50問程度	障がい福祉サービスや障がい児のサービスを利用する方の生活の状況や、サービスの利用状況、福祉施策に対する考えを把握する。	障がい福祉サービス利用者 1,740人
			難病患者 90人
			視覚・聴覚障がい者 170人
			障がい児通所サービス利用者 400人

計画策定に向けたアンケートについて(詳細は資料9-4, 5, 6)

3 アンケート項目(案)

障がい者計画 40問程度	障がい者支援プラン(18歳以上) 40問程度	障がい者支援プラン(18歳未満) 50問程度
回答者について	あなたについて(回答者の属性)	お子さん(ご本人)について (回答者の属性)
将来の暮らしについて	生活環境について	生活環境について
日中活動や仕事について	将来の暮らしについて	平日の日中活動やお仕事について
情報や相談について	日中活動やお仕事について	療育、発達支援について
障がい者の人権や障がい者理解 について	情報や相談について	情報や相談について
災害時について	障がい者の人権や障がい者理解 について	障がい児通所支援等のサービスについて
障がい者施策全般について	災害時について	将来の暮らしについて
—	福祉サービスについて	保護者の社会参加の状況について
—	障がい者施策全般について	障がい児・者の人権や障がい児・者理解 について
—	—	災害時について
—	—	障がい児・者施策全般について

作業部会の設置について(詳細は資料9-7)

障がい者施策専門分科会に、「計画策定、施策推進に係る作業部会」を設置

●活動内容(案)

第5期吹田市障がい者計画及び吹田市障がい者支援プラン(第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画)の策定作業に携わるとともに、引き続き計画推進のための具体的な取組に対して意見・提案を行う。

また、現行計画の進捗管理のうち、特に取組の進捗度に関し、本専門分科会での議論を踏まえ、さらに議論を行う必要がある場合、作業部会で議論を行う。

●作業部会の会員(案)

専門分科会委員のうち、参加意向のある方に参画いただく。**また、吹田市地域自立支援協議会との連携を進めるため、吹田市社会福祉審議会規則第12条の規定により、吹田市地域自立支援協議会の会員にも参画いただく。**

ただし、限られた時間で意見をまとめる必要があるため、部会の人数は10名程度とする。参加意向の方が多い場合は、所属や障がい種別で重複しないよう、抽選等による調整を行うことがある。

9月5日(金)までに参加意向を連絡いただいた方を専門分科会会長に報告し、会長が指名したものとみなす。

障がい者週間×地域自立支援協議会×障がい者施策推進専門分科会

シンポジウム 初開催！

障がい者週間に集う市民の皆さんと

地域のよりよい支援体制をめざす協議会・障がい福祉の取組を考える専門分科会の皆さんと

みんなでつくる、これまでにないシンポジウムを開催！

2つの会議体の会長がタッグを組み、

「未来の吹田、ええ感じやな」と思える話をお届けします！

日にち：令和7年(2025年)12月6日(土曜日)

と き：13:30から15:30(予定) ところ：メイシアター中ホール

詳細なテーマは9月下旬に市公式ウェブサイトにて公開予定！！お見逃しなく！